

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書の期間延長に関する覚書

御嵩町、可児市及び八百津町（以下、総称して「甲」という。）並びに名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定する事業許可を得て運営する名鉄広見線の新可児駅～御嵩駅間（以下「当該区間」という。）の継続運営に関し、年々増加する運行経費や、昨今の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う鉄道利用者の減少を受け、乙より甲に対し、平成30年11月5日付で締結した協定書第4条に基づき協議を申し入れたところ、令和4年度も継続して協議を行うため、次のとおり覚書を締結する。

平成30年11月5日付締結の「名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書」第2条中「平成31年度から平成33年度までの3年間」を「平成31年度から令和3年度までの3年間の協定締結期間を令和4年度まで1年間延長」に、第4条見出し中「平成34年度以降」を「令和5年度以降」に、同条本文中「平成34年度以降については、甲及び乙が、平成33年度までの」を「令和5年度以降については、甲及び乙が、令和4年度までの」に読み替えて適用するものとする。

本覚書の証として本書4通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月15日

甲 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

御嵩町

御嵩町長

渡邊 公夫



岐阜県可児市広見一丁目1番地

可児市

可児市長

富田 成輝



岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2

八百津町

八百津町長

金子 政則



乙 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

名古屋鉄道株式会社

取締役社長

高崎 裕樹

